

「各種事務事業の取扱い」

19 建築住宅分科会

長岡市・和島村合併協議会

項番	事務事業 コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
400	040101	勤労者住宅建設資金融資制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
401	040401	がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
402	040102	住宅建設助成制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

400

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	04 住宅政策	01 住宅建設の助成制度の状況	01 勤労者住宅建設資金融資制度	
長岡市	中之島町	越路町	和島村	
(1) 制度の名称 長岡市勤労者住宅建設資金融資制度 (2) 制度の実施 昭和60年4月 (3) 制度の目的 新たに住宅の建設等をしようとする人で、自己資金の不足する人に必要な資金を融資することにより、持家の促進及び関連業界の振興、併せて雪や地震に強いまちづくりを推進していくことを目的とする。(給与所得者のみ対象) (4) 計画戸数 年間30件程度 (5) 制度の概要 長岡市が金融機関に必要な資金を預託することで、取扱金融機関が市の定める条件により融資するもの。(新潟県労働金庫のみ取扱) ・貸付金額は、50万円以上で1,000万円までとし年利率は、一般2.6%、克雪1.6%とする。 ・償還の期間は、25年以内の元利均等月賦償還とする。	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

401

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業												
19 建築住宅	04 住宅政策	04 危険住宅の移転	01	がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金											
長岡市	中之島町	越路町	和島村												
<p>(1) 名称 長岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金</p> <p>(2) 補助金交付要綱の有無 有り</p> <p>(3) 趣旨 がけ地の崩壊等の危険がある区域内の危険住宅の移転を促進するため、危険住宅の移転を行う者に、補助金を交付するもの</p> <p>(4) 補助金の概要</p> <table border="1"> <tr> <th>経費区分</th> <th>補助限度額</th> </tr> <tr> <td>・危険住宅の除脚等に要する経費</td> <td>78万円/戸</td> </tr> <tr> <td>・危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費</td> <td>建物 310万円/戸 土地を含む場合 406万円/戸</td> </tr> </table> <p>補助率：国 1/2 県 1/4 市 1/4</p>	経費区分	補助限度額	・危険住宅の除脚等に要する経費	78万円/戸	・危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費	建物 310万円/戸 土地を含む場合 406万円/戸	なし	なし	なし						
経費区分	補助限度額														
・危険住宅の除脚等に要する経費	78万円/戸														
・危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費	建物 310万円/戸 土地を含む場合 406万円/戸														
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案											
なし	<p>(1) 名称 山古志村地すべり危険地域住宅移転等補助金</p> <p>(2) 補助金交付の根拠 山古志村地すべり危険地域住宅移転等補助金交付規則</p> <p>(3) 目的 地すべり地域で地すべり災害発生等による住民の人身及び財産の危険を未然に防止する。</p> <p>(4) 概要</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>交付の対象となる者</th> <th>補助限度額</th> </tr> <tr> <td>新築</td> <td>危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>解体移転</td> <td>危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>引方移転</td> <td>危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり引方するもの</td> <td>90万円</td> </tr> </table> <p>交付対象者は、地すべり防止法の規定による地すべり防止区域内の住宅で、県知事と協議しなければならない住宅、又は法適用以外の危険地域の住宅で、県知事の認定を得た住宅の居住者とする。</p>	種別	交付の対象となる者	補助限度額	新築	危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの	135万円	解体移転	危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの	135万円	引方移転	危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり引方するもの	90万円	<p>(1) 名称 がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p>(2) 制度の実施 昭和51年4月</p> <p>(3) 制度の目的 がけ地の崩壊等恐れのある区域より危険区域外に住宅の移転を行う場合に補助金を交付(がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱)</p> <p>(4) 制度の概要 危険住宅の除脚及び建設に要する経費 限度額 除脚に要する経費 780千円 限度額 建設に要する経費 4,060千円 (建物3,100千円、土地960千円)</p> <p>補助率 国 1/2 県 1/4 町 1/4</p>	長岡市の制度を基に統一する。
種別	交付の対象となる者	補助限度額													
新築	危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの	135万円													
解体移転	危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの	135万円													
引方移転	危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり引方するもの	90万円													

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

402

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
19 建築住宅		04 住宅政策		01 住宅建設の助成制度の状況		02 住宅建設助成制度	
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
(1) 制度の名称 長岡市住宅建設等特別融資資金貸付制度 (2) 制度の実施 昭和58年4月 (3) 制度の目的 新たに住宅の建設等をしようとする人で、自己資金の不足する人に必要な資金を融資することにより、持家の促進及び関連業界の振興、併せて雪や地震に強いまちづくりを推進していくことを目的とする。 (4) 計画戸数 年間130件程度 (5) 制度の概要 長岡市が金融機関に必要な資金を預託することにより、取扱金融機関が市の定める条件により融資するもの。 ・貸付金額は、50万円以上1,000万円までで、年利率は、一般2.6%、克雪1.6%とする。 ・償還期間25年間、元利均等毎月償還		(1) 制度の名称 中之島町住宅建設資金融資制度(利子補給) (2) 制度の実施 昭和60年4月 (3) 制度の目的 住宅を建設しようとして、自己資金の不足する者のうち一定の資格要件を備えた者に対して資金を融資することにより持家の促進と町内住宅建築関連業界の振興を図る。 (4) 計画戸数 年間3件程度 (5) 制度の概要 町内に居住をするための住宅を建設(増築含む)をしようとする人を対象に、取扱金融機関で融資するもの。 ・貸付金額は、50万円以上400万円まで。年利率3.8%(固定)のうち2分の1を町で利子補給。 ・償還期間15年間、元利均等毎月償還		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1) 制度の名称 三島町住宅建設促進利子補給金制度 (2) 制度の実施 昭和63年4月 (3) 制度の目的 三島町内に住宅を新築する人、又は町内に建設するハウスメーカーの新築住宅を購入される人を対象に、持家の促進を図る。 (4) 計画戸数 年間3件程度 (5) 制度の概要 三島町が取扱金融機関に利子補給 ・貸付金額は、50万円以上で600万円までで、その融資金額に対する年利率の2%を利子補給 ・償還期間15年間、元利均等毎月償還		なし		なし		長岡市の制度に統一する。	